

社会福祉法人安八町社会福祉協議会防災備品等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他安八町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認める団体（以下、「自主防災組織等」という。）に対して、安八町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する防災備品等を貸出すことにより、地域防災力の向上並びに自主防災組織の育成に資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 貸出対象者は、安八町内で次の活動を行う者とする。

- (1) 自主防災組織等が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に活用するもの
- (2) 地域福祉に貢献するもの
- (3) 福祉活動およびボランティア活動に関するもの
- (4) 研修会、講座等の福祉教育に関するもの
- (5) その他会長が必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸出しをしない。

- (1) 災害等その他の事情により、本会が備品を必要とする場合
- (2) 営利目的に使用する場合
- (3) 特定の政党の利害に関する事業に使用する場合
- (4) 特定の教団等が宗教活動に使用する場合
- (5) この要綱の規定に違反する場合
- (6) その他目的以外に使用すると認められる場合

(貸出対象防災備品等)

第3条 貸出対象防災備品は、別表のとおりとする。ただし、1度に貸出しを受けられる備品は2個までとする。

(貸出期間)

第4条 備品の貸出期間は、原則7日間を限度とする。

(利用料)

第5条 利用料は、無料とする。ただし、貸出し期間中における防災備品等の運搬及び使用に要する経費は、借用者が負担するものとする。

(借用申請等)

第6条 備品の借用を希望する者は、備品借用申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請にあたっては、申請者は、運転免許証等その他本人を確認できる書類を提示するものとする。

(使用責務)

第7条 備品の貸出し許可を受けたものは、破損しないように常に丁寧な使用に心がけなければならない。

2 備品の運搬は、使用者の責任において行うものとする。

3 借用者は、第三者に転貸してはならない。

4 備品を故障、破損及び紛失等したときは、速やかに本会に報告し、事後処理についての指示に従わなければならない。

5 借用期間を厳守すること。

(備品の返却)

第8条 借用者は、借用備品の点検及び清掃を行い、速やかに本会へ返却しなければならない。なお、消耗品（ガソリン等）は借用者が破棄すること。

2 借用者は、借用した備品を必要としなくなった場合は、借用許可期間内であっても、速やかに借用備品を返却しなければならない。

3 返却時、本会職員立ち合いのもと点検を行う。

(備品の破損等)

第9条 借用者は、備品等を破損、汚損、又は紛失したときは、借用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると会長が認めたときは、この限りではない。

(免責)

第10条 本会は、備品等の使用により生じた事故又は貸出中における管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(貸出しの停止)

第11条 本会は、貸出しの期限を経過しても、借用備品を返却しなかった者に対して、備品の貸出しを停止することができる。

(その他)

第12条 受付・返却時は本会職員立ち合いのもと本会にて行うこと。

日時：月～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。